

有 功 賞 規 程

- 第1条 本会に有功賞を設け、多年にわたり分析の実務に従事し、又は分析に欠くべからざる機械、器具並びに試薬などの製造等の実務に従事して功勞のあつた者に、これを贈呈する。
- 第2条 有功賞は、賞状並びに賞牌とし、年会において贈呈する。
- 第3条 会長は、毎年会誌「ぶんせき」1号に有功賞候補者の推薦に関する会告を掲載する。
- 第4条 有功賞候補者の推薦者は、維持会員代表者、公益会員代表者及び支部長とする。
(1) 維持会員代表者及び公益会員代表者は、その機関に所属する者を推薦することができる。
(2) 支部長は、維持会員及び公益会員に所属しない会員歴5年以上の正会員を推薦することができる。
- 第5条 前条によって推薦される者は、受賞する年の1月1日現在において満50歳以上であり、かつ休職期間を除いて満25年以上第1条の実務に従事している者とする。
- 第6条 候補者の推薦に際しては、次の(1)～(3)に規定する書類を4月30日までに本会に提出するものとする。
(1) 推薦書 (2) 推薦理由書 (3) 被推薦者履歴書 (いずれも本会所定の用紙に記入すること)
- 第7条 有功賞候補者の選考は、有功賞審査委員会において行う。
審査委員は、理事会が本会副会長、支部担当理事及び庶務担当理事より11名を選考し、会長がこれを委嘱する。
委員長は筆頭副会長とする。
- 第8条 審査委員の任期は1年とする。但し、重任を妨げない。
- 第9条 審査委員会は、第5条による推薦結果に基づいて審議を行い、その中から有功賞贈呈の価値ありと認めた者を選定し、これを候補者として会長に報告する。
- 第10条 会長は、前条によって報告された候補者名を常議員会に報告し、その承認を得て、有功賞受賞者を決定する。

1970年12月11日施行

1988年11月18日、1989年3月22日、1992年9月25日、1995年9月22日、1996年6月21日、

2000年6月16日、2005年9月22日、2020年8月20日、2021年8月10日、2022年12月13日一部改訂